

令和8年度「大東市立放課後児童クラブ」入所案内

《新入学児童用》



放課後児童クラブは、保護者が就労等により専門家庭にいない、小学生を対象に放課後や学校休業日（夏休み等）における安全な遊び場や生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的としております。

1 対象児童について

市内在住の小学校1年生～6年生までの児童であって、保護者等が、次の入所資格のいずれかに該当することにより、放課後の児童を保育することができないと認められる場合に利用できます。

2 入所資格について

- 月に15日以上仕事をしており、その状態が3ヶ月以上継続している場合。
※保護者等が、児童の下校時間（概ね午後2時30分）までに帰宅できる場合は利用できません。
- 妊娠しており、出産日の前後8週間以内である場合。
※育児休暇中は利用できません。
- 病気や負傷、または心身に障害があるために、その状態が3ヶ月以上継続している場合や、親族を月に15日以上で3ヶ月以上継続し介護、または看護している場合。
※診断書や介護認定書、身障手帳等が必要です。

3 利用期間について

入所された日から令和9年3月31日まで

4 開設する放課後児童クラブについて

NO	名 称	位 置	電話番号	携帯電話
1	四条北小放課後児童クラブ	四条北小学校内	877-3903	090-3860-3248
2	泉小放課後児童クラブ	泉小学校内	870-8452	090-1245-9948
3	氷野小放課後児童クラブ	氷野小学校内	806-2211	090-3860-2961
4	灰塚小放課後児童クラブ	灰塚小学校内	875-6588	090-1245-6078
5	南郷小放課後児童クラブ	南郷小学校内	871-0464	090-1133-9971
6	住道北小放課後児童クラブ	住道北小学校内	872-9288	090-1134-0064
7	住道南小放課後児童クラブ	住道南小学校内	871-7201	090-1134-0069
8	四条小放課後児童クラブ	四条小学校内	879-0822	090-3860-3042
9	深野小放課後児童クラブ	深野小学校内	871-8411	090-3860-3376
10	北条小放課後児童クラブ	北条小学校内	877-0301	090-1245-9740
11	三箇小放課後児童クラブ	三箇小学校内	875-0878	090-1133-9912
12	諸福小放課後児童クラブ	諸福小学校内	870-1666	090-1245-9887

5 利用時間について

- 月曜日～金曜日 放課後～午後6時まで
(希望者は午後7時まで延長、但し費用負担あり)
- 学校休業日(春・夏・冬休み)
月曜日～金曜日 午前8時～午後6時まで
(希望者は午後7時まで延長、但し費用負担あり)
- 土曜日 土曜日の利用は、午前8時～午後5時まで(但し費用負担あり)
※土曜日については、午後7時までの延長はありません。

6 休業日について

- 日曜日、祝日
- 8月12日～15日、12月29日～翌年1月3日
- 災害発生時等、社会福祉協議会会長が必要と認めた場合

7 入所申請の受付等について

- 申請書の配布
 - ・児童クラブ事務局と各児童クラブで隨時配布します。(HPでダウンロード可)
- 申請書の受付期日 令和8年1月5日(月)～1月31日(土)
 - ・児童クラブ事務局 平日 9:00～17:00 ※土日祝は休業
 - ※1月24日(土)、1月31日(土)は臨時開設いたします。
 - (各児童クラブは申請書配布のみで受付はできません)

○ 提出書類

- ・入所申請書
- ・就労証明書（保護者）
- ・預金口座振替依頼書



（HPでダウンロード可）

※引落口座のキャッシュカードと暗証番号入力で端末認証が可能です。

この場合は、預金口座振替依頼書不要です。

（カードの読み取りエラーや磁器不良等で認証できない場合があります）

8 入所の決定について

- 提出された「入所申請書」の記載内容が、入所基準に該当しているか審査したうえで決定します。

9 児童クラブ費等について

- 利用料 5,500円(月額)、おやつ代 1,500円(月額)、教材費 200円(月額) 保険料 800円(年額)

※ 同一世帯で2人目以降の児童から利用料のみ2,750円(月額)

- 午後7時まで延長を希望される場合は、別途料金1,500円(月額)
※ 延長を希望される場合は、必ずお迎えが必要です。

- 土曜日の利用希望の場合は、別途利用料1,200円(月額)・おやつ代300円(月額)

- 児童クラブ利用料等は毎月28日（土日祝の場合は翌営業日となります）に金融機関の口座から引き落とします。

注意：児童クラブ利用料、おやつ代、教材費等の日割りはできません。

10 利用料の減免について

- 次の事項のいずれかに該当する保護者の方は、児童クラブ事務局にて「利用料減免申請書」と必要書類を提出する事で利用料の減額免除ができます。

○ 生活保護世帯は利用料を全額免除 …………… 生活保護受給証明書

○ 市民税非課税世帯は利用料を全額免除 …… 市民税非課税証明書

○ 児童扶養手当受給者は利用料半額免除 …… 児童扶養手当証書

※3月までに手続きが完了すると、4月から減免を適用します。

11 児童クラブでの過ごし方について

- 児童クラブでは、登所してから降所するまでの間、宿題、おやつ、遊び等で放課後の時間を子どもたちが生き生きと活動できるようにしています。

12 退所・内容変更の手続きについて

- 放課後児童クラブを退所される場合や延長利用、土曜日利用の申し込み及び取り消し等の変更がある場合は、「退所届」又は「入所申請事項変更届出書」を児童クラブ事務局または各児童クラブへ変更を希望する前月末までに提出してください。

13 入所等の注意事項について

- 入所後でも、次のいずれかが判明したときは退所となりますので、特にご注意下さい。
 - ◎ 児童クラブ利用料を3ヶ月以上滞納した場合
 - ◎ 入所申請及び面接等の調査時に、虚偽の記入又は虚偽の申立があった場合
 - ◎ 無届で1ヶ月以上利用がない場合
 - ◎ 入所中に世帯の状況、就労の状況などに変更があり、その内容が入所資格に該当しなくなった場合
 - ◎ 他の児童や支援員に暴言や危害を加えることが度重なる場合
 - ◎ 施設を破壊する行為を繰り返す場合
 - ◎ 児童クラブの管理・運営上必要な指示に従わない場合

14 よくある質問等について

- まだ、働いていませんが、働きだしたら入れますか？

【答え】未就労の場合は不可ですが、就労されれば入れます。児童クラブは何時でも入所は可能です。申請後、書類不備でなければ約2週間程度で決定となります。

- 早く帰ることも出来ますか？

【答え】基本的には、18時に集団降所となります。事前に連絡頂ければ早帰りは出来ます。

- 支援の必要な児童の対応は可能ですか？

【答え】はい、可能です。マンツーマンでの対応は困難ですが、支援学級の児童には概ね4人に1人の職員が担当となります。

- 就労証明書の作成が受付期間（1月31日）に間に合わない場合は？

【答え】就労証明書以外の書類だけで受付をさせて頂きます。就労証明書については3月10日までに提出を頂ければ4月1日から利用は可能です。

- 夏休み期間のみの利用は可能ですか？

【答え】はい、可能です。「夏休み期間限定利用」については、5月頃、市報やホームページによりお知らせします。ただし、定員がありますので抽選となる場合があります。

※その他ご質問等がある場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】
大東市立放課後児童クラブ事務局
社会福祉法人 大東市社会福祉協議会
大東市新町13番13号 大東市立総合福祉センター内
電話 072-886-3280 携帯 072-874-0050
業務時間 月～金 9:00～17:30 土日祝は休み



HP はこちらから

